

## インドネシア：廃棄物発電に関する新規則の制定

アジアニュースレター

2026年2月2日号

執筆者：

吉本 祐介

[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)

Rendi Prahara Septiawedi

[rseptiawedi@wplaws.com](mailto:rseptiawedi@wplaws.com)

我妻 由香莉

[y.wagatsuma@nishimura.com](mailto:y.wagatsuma@nishimura.com)

Adzhani Tharifah

[atharifah@wplaws.com](mailto:atharifah@wplaws.com)

2025年10月10日、廃棄物発電開発による都市廃棄物管理に関するインドネシア大統領令2025年第109号(以下「新規則」といいます。)が制定されました。新規則は、大統領令2018年第35号(以下「旧規則」といいます。)に基づく従来の枠組みに代わるもので、廃棄物発電開発のためのより強固な投資基盤および法的基盤を整備することにより、インドネシアにおいて増大する廃棄物の管理と埋立地不足の課題に取り組むことを目的としています。

新規則の主な内容は以下の通りです。

### 1. 廃棄物発電事業者の収益源

旧規則では、廃棄物発電事業者の収益源として、廃棄物管理料金と電力売却代金の2つがあったのに対し、新規則では、電力売却代金のみが収益源として設定されています。新規則における電力売却代金としての固定電力購入価格(以下「廃棄物発電 FIT」といいます。)は、国営電力会社であるPT Perusahaan Listrik Negara (Persero)(以下「PLN」といいます。)のインフラコストを除いた、kWhあたり20セント(米ドル)と設定されています。この固定価格は、プロジェクトの容量に関係なく、すべての廃棄物発電プロジェクトに適用されます。

新規則の下では、上記固定価格が適用されるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- 電力購入契約(以下「PPA」といいます。)において規定される廃棄物発電 FITについて、価格上昇プロセスが含まれていないこと。
- 独立発電事業者(以下「IPP」といいます。)が、地方政府による廃棄物供給などコントロール不能な技術的問題によりPPAに規定する容量を満たせない場合に、違約金などの制裁を課さないこと。

### 2. 調達プロセス

新規則では、BPI ダナンタラ(投資持株会社、経営管理持株会社、または国有企业もしくはその子会社を指し、以下「ダナンタラ」といいます。)が廃棄物発電調達の主催者としての役割を担うこととしています。

各事業者が調達プロセスに参加するには、少なくとも次の基準全てを満たす必要があります。

- 処理される廃棄物の種類に適した高度で環境に優しい廃棄物発電技術を利用すること。
- 財務能力と投資規制要件を遵守している点を実証すること。
- 廃棄物発電運用の経験があること。

上記要件を満たす適格者が 1 者のみの場合、新規則では随意契約方式による調達が認められています。上記要件を満たす適格者がいない場合、環境省は地方政府との調整会議を開催し、廃棄物発電プロジェクトに関心のある企業と協力する方法を検討することになります。

新規則は、入札者が決定しているか、地方政府と PPA または協力協定が締結されている廃棄物発電プロジェクトには適用されません。

廃棄物発電事業における地方政府の役割は、例えば、(i)廃棄物発電事業の過程で一日あたり最低 1,000 トンの国内廃棄物の供給を確保すること、(ii)IPP に無償で、借入合意による廃棄物発電用地を提供すること、(iii)廃棄物発電プロジェクトの迅速な許認可取得を促すことにより、廃棄物発電プロジェクトの開発を支援することです。

### 3. 電力購入契約(PPA)

- PPA は、商業運転日から 30 年間有効です。
- 旧規則では、PLN はエネルギー・鉱物資源省から電力購入割当通知が発行された後、35 営業日内に PPA に署名することとされていましたが、新規則では、IPP が建設開始前に許認可要件を満たしてから 10 営業日以内に PPA に署名する必要があります。

インドネシア政府は、従来の廃棄物発電プロジェクトにおける長年の課題である二重収益源構造、PLN の支払能力、許認可や土地取得における根強いハードルに対処するための措置を講じたといえる一方、不適切な廃棄物供給やプロジェクトコストの上昇などに廃棄物発電 FIT が対応できるかなど、現時点では不透明な課題も残されています。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)